

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大桑村は、新型インフルエンザ予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長野県大桑村長

公表日

令和4年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ③転入者・予診票紛失者への予診票の配付 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤実費徴収に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	(1)健康管理システム、(2)中間サーバー、(3)団体内統合利用番号連携サーバー、(4)ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一10の項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第67の2条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の16の2、3項、115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 ○情報照会の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の16の2、17、18、19項、115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康課
②所属長の役職名	福祉健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大桑村役場 総務課 〒399-5503 長野県木曽郡大桑村長野880-1 電話:0264-55-3080
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大桑村役場 福祉健康課 〒399-5503 長野県木曽郡大桑村長野880-1 電話:0264-55-4003

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ③転入者・予診票紛失者への予診票の配付 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤実費徴収に関する事務	①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ③転入者・予診票紛失者への予診票の配付 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤実費徴収に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。		
令和3年5月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)健康管理システム、(2)中間サーバー、(3)団体内統合利用番号連携サーバー	(1)健康管理システム、(2)中間サーバー、(3)団体内統合利用番号連携サーバー、(4)ワクチン接種記録システム（VRS）		
令和3年5月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲）及び別表第一93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）第67の2条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲）及び別表第一93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）第67の2条 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）		
令和3年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和3年12月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供の根拠 ・番号法第19条7号および別表第二の115の2項 ○情報照会の根拠 ・番号法第19条7号および別表第二の115の2項	○情報提供の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の115の2項 ○情報照会の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の115の2項		
令和4年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一93の2の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一10項、93の2項		
令和4年6月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の115の2項 ○情報照会の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の115の2項	○情報提供の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の16の2、3項、115の2項 ○情報照会の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の16の2、17、18、19項、115の2項		
令和4年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	長野県木曽郡大桑村長野2778	長野県木曽郡大桑村長野880-1	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	長野県木曽郡大桑村長野2775-6	長野県木曽郡大桑村長野880-1	事後	